

週休2日制適用工事実施要領（土木・軌道工事）

（目的）

- 1 この要領は、週休2日制適用工事の試行にあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

- 2 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

（1）「現場閉所による週休2日制適用工事」

1）週休2日

① 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

② 通期の週休2日

対象期間において、現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2）対象期間

工事開始日（実際の工事のための準備工事等（現場事務所等の建設、測量等）の開始日をいう。以下同じ。）から工事しゅん功日（工事しゅん功届が提出された日をいう。）までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まないものとする。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示すること。

<発注者があらかじめ対象外としている内容の例>

- ・工事の一部に、作業の性質上、現場作業を余儀なくされる場合。

（工事全体に対して占める割合が大きい場合は、週休2日交替制適用工事を検討すること）

(2) 「週休2日交替制適用工事」

1) 週休2日

① 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という）が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

② 通期の週休2日

対象期間において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日数に含めるものとする。

2) 対象期間

技術者及び技能労働者の従事期間をいう。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まないものとする。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示すること。

※年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数が確保されていること。

※施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業等を含めた当該工事に係る作業を行わず、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

(発注方式)

3 発注方式は、次のいずれかによるものとする。

(1) 現場閉所による週休2日制適用工事（発注者指定方式）

対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所に取り組むことを、発注者が指定する方式

(2) 週休2日交替制適用工事（発注者指定方式）

対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保に取り組むことを、発注者が指定する方式

発注方式については（1）を基本とするが工事の特性上、週2日の現場閉所が難しい等、工事内容や現場条件に応じて（2）の選定も可能とする。

また（1）（2）ともに適用が難しい場合は例外的に週休2日対象工事としないことも可能とする、選定にあたっては、工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

※週休2日対象外工事の例

- ・災害復旧工事のうち、緊急復旧工事（緊急随契を行うような工事）等

（工期の設定、施工条件）

4 準備・後片付け期間、施工に必要な実日数を算出し、週休2日の実現に当たり下記項目に留意し適切な工期設定を行うものとする。

- （1） 工期設定に必要なとなる現場条件について、設計図書へ明示する。
- （2） 設計変更に伴い工期延伸する場合においても、本要領に基づき適切に変更する。
- （3） 明かり工事の工期設定にあたっては、「標準工程作成マニュアル（試行）（明かり工事）」を活用する。
- （4） 「施工条件明示項目及びチェックリスト」を参考に、内容説明書等において施工条件を明示する。

（工事工程の共有）

5 受注者の作成した工事工程表（クリティカルパスを含む）を共有し、工程に影響する事項がある場合は、その事項の対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、速やかに受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

（積算方法等）

6 積算方法は次によるものとする。

（1） 補正係数

現場閉所による週休2日制適用工事の場合は、対象期間中の現場の閉所率に応じて、週休2日交替制工事の場合は、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率に応じて以下のとおり経費に補正係数を乗じるものとする。

なお、市場単価及び土木工事標準単価については、別表の補正係数を乗じた補正を行うものとする。

1) 補正係数

① 現場閉所による週休2日制適用工事（発注者指定方式）

	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

② 週休2日交替制適用工事（発注者指定方式）

	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1.04	1.02
現場管理費率	1.03	1.01

(2) 補正方法

① 当初発注

入札説明書等において週休2日に取り組む旨を明記したうえで、当初予定価格から月単位の週休2日（4週8休以上）を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

② 契約変更

工事完了時において現場閉所の達成状況（交替制適用工事の場合は休日確保状況）を確認後、月単位の週休2日（4週8休以上）に満たないものは、契約書第25条の規定に基づき請負代金額の補正係数を通期の週休2日（4週8休以上）に変更する。その際、4週8休未満であった場合は補正係数を除した変更とする。

③ 補足事項

市場単価方式および土木工事標準単価についても、当初予定価格から月単位の週休2日（4週8休以上）を達成した場合の補正係数を乗じた上で予定価格を作成するものとする。

また、積算システム等が未対応の場合は、当初発注時は通期の週休2日の補正係数を用い、工事完了時に現場閉所の達成状況を確認のうえ月単位の週休2日の補正係数を用いて契約変更するものとする。その場合は、その旨を内容説明書等の設計図書に明示する。

(発注時の手続き)

7 入札公告、入札説明書及び別紙 1 の内容説明書（記載例）に当該工事が試行工事である旨を記載すること。

（週休 2 日制工事の実施及び確認）

8 次の各号によるものとする。

- (1) 受注者は施工計画書に現場閉所又は交替制に応じた法定休日・所定休日（週休 2 日の導入）を記載する。
- (2) 監督職員及び受注者は、工事請負契約締結後及び必要に応じて、対象期間及び対象外の期間について相互に確認すること。
- (3) 監督職員は、現場閉所の前日などに、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わないよう配慮すること。-
- (4) 現場閉所を行う場合は、事前に受注者より現場閉所を行う旨の連絡を受けるものとする。監督職員の押印が必要となるような書面を提出する必要はない。口頭による連絡は、工事完了後に受注者が提出する「取得報告書」の確認が困難であるため、「現場閉所届（休工届）」や週間工程表、電子メールなど後々確認できる連絡方法とする。また、以下に該当する場合は、連絡不要である。
 - ・施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
 - ・週間工程表等により監督職員が事前に把握している場合
- (5) 交替制適用工事の場合は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。
- (6) 各経費の補正は対象期間全体に対する週休 2 日の達成状況により決定する。発注者による週休 2 日の取組状況は、受注者の負担とならないよう既存資料、任意様式、参考様式の「休日取得実績書」及び「休日確保状況チェックリスト」等により適宜確認し、受注者側の週休 2 日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。
- (7) 監督職員は、「取得報告書」及び「現場閉所届（休工届）」等をもとに、対象期間中の現場閉所日数（交替制適用工事の場合は技術者及び技能労働者の休日率）を整理すること。

（工事成績評定）

9 現場閉所による週休 2 日制適用工事では、対象期間において全ての土曜日及び日曜日を閉所する「完全週休 2 日（土日）」を達成している工事、また、週休 2 日交替制適用工事では、対象期間の全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休 2 日を達成している工事については、「新請負工事成績評定要領の運用について」（平成 31 年 3 月 28 日付け

事監契第 190318007 号・技企第 190318003 号通達)」により、工事成績評定の加点点評価の対象とする。

また、現場閉所による週休 2 日制適用工事、週休 2 日交替制適用工事とも、明らかに月単位の週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合、「新請負工事成績評定要領の運用について」（平成 31 年 3 月 28 日付け事監契第 190318007 号・技企第 190318003 号通達）」別添 1 工事成績採点表「7. 法令遵守等」の項目において、減点措置を行うものとする。

(その他)

1 0 その他必要な事項は、受注者と監督職員が協議のうえ決定する。

週休 2 日制工事における市場単価の補正係数

名 称	区分	補 正 係 数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	通期	月単位	通期
鉄筋工		1.04	1.02	1.04	1.02
ガス圧接工		1.03	1.02	1.03	1.02
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02	1.04	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02	1.04	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02	1.04	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01	1.02	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01	1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01	1.03	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02	1.03	1.01
道路植栽工	植樹	1.04	1.02	1.04	1.02
	剪定	1.04	1.02	1.04	1.02
公園植栽工		1.04	1.02	1.04	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.04	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装		1.01	1.00	1.01	1.00
グルーピング工		1.01	1.00	1.01	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.02	1.01
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

週休 2 日制工事における土木工事標準単価の補正係数

名 称	区分	補 正 係 数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	通期	月単位	通期
区画線工		1.04	1.02	1.04	1.02
高視認性区画線工		1.04	1.02	1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01	1.03	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.02	1.03	1.01
	人力	1.04	1.02	1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02	1.03	1.02
排水構造物工		1.04	1.02	1.03	1.02
鋼製排水溝設置工		1.04	1.02	1.04	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.02	1.01	1.02	1.01
	高所作業車	1.02	1.01	1.02	1.01
表面含浸工	固定足場	1.04	1.02	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02	1.03	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04	1.02	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02	1.03	1.02
剥落防止工 （アラミドメッシュ）	固定足場	1.04	1.02	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02	1.03	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.04	1.02	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02	1.03	1.02
防草シート設置工		1.03	1.01	1.03	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.02	1.01	1.02	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02	1.04	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.00
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02	1.04	1.02
仮設防護柵設置工 （仮設ガードレール）		1.04	1.02	1.04	1.02
機械式継手工		1.04	1.02	1.04	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03	1.02	1.02	1.01
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 （養生マット工）		1.04	1.02	1.04	1.02
支承金属溶射工		1.04	1.02	1.04	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 （ハウエル管）設置工		1.03	1.02	1.03	1.02

内容説明書記載例

○ 週休2日制適用工事について

【現場閉所による週休2日制適用工事】

(1) 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、現場閉所による週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制適用工事」の試行である。

(2) 週休2日の考え方は下記のとおりである。

① 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

② 通期の週休2日

対象期間において、現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

③ 対象期間

工事開始日（実際の工事のための準備工事等（現場事務所等の建設、測量等）の開始日をいう。）から工事しゅん功日（工事しゅん功届が提出された日をいう。）までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合等においては、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。

※【該当する場合記載】

ただし、〇〇〇により〇〇年〇〇月〇〇日から△△年△△月△△日までの期間は対象外とする。

④ 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(3) 現場閉所を行う場合は、事前に受注者より現場閉所を行う旨の連絡を受けるものとする。監督職員の押印が必要となるような書面を提出する必要はない。口頭による連

絡は、工事完了後に受注者が提出する「取得報告書」の確認が困難であるため、「現場閉所届（休工届）」や電子メールなど後々確認できる連絡方法とする。また、以下に該当する場合は、連絡不要である。

- ・施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ・週間工程表等により監督職員が事前に把握している場合

- (4) 週休2日の実施状況について、当機構のホームページにより公表する場合がある。
- (5) アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
- (6) 対象期間において全ての土曜日及び日曜日を閉所する「完全週休2日（土日）」を達成している工事については、工事成績評定の加点評価の対象とする。
- (7) 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定から内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。

【(8) については、次の該当するいずれかを必ず記載すること。】

<月単位週休2日に積算システム対応の場合>

- (8) 週休2日制に係る費用については、当初予定価格では現場閉所による月単位の週休2日（4週8休以上）を達成した場合の補正係数を乗じた上で予定価格を作成している。
- なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日（4週8休以上）に満たないものは、契約書第25条の規定に基づき請負代金額の補正係数を通期の週休2日（4週8休以上）に変更する。その際、4週8休未満であった場合は補正係数を除した変更とする。

<月単位週休2日に積算システム未対応の場合>

- (8) 週休2日制に係る費用については、当初予定価格では現場閉所による通期の週休2日（4週8休以上）を達成した場合の補正係数を乗じた上で予定価格を作成している。
- なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日（4週8休以上）を満たすものは、契約書第25条の規定に基づき請負代金額の補正係数を月単位の週休2日（4週8休以上）に変更する。その際、4週8休未満であった場合は補正係数を除した変更とする。
- (9) 現場閉所による週休2日制工事にかかる費用についての、補正係数は以下の通りである。

項目	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03
市場単価及び 土木工事標準単価	別表による	別表による

【週休2日交替制適用工事】

(1) 本工事は、現場に従事している技術者及び技能労働者が交替しながら、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日交替制適用工事」の試行である。

(2) 週休2日の考え方は下記のとおりである。

① 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

② 通期の週休2日

対象期間において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日数に含めるものとする。

③ 対象期間

技術者及び技能労働者の従事期間をいう。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まないものとする。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示すること。

※年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数が確保されていること。

※施工体制台帳上の工期のうち実働期間が点々としている場合には、受発注者協議で対象期間について適宜設定するものとする。

(3) 当該工事に従事する技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。

(4) 当該工事に従事する技術者及び技能労働者の週休2日の取組状況は、参考様式の「休日確保状況チェックリスト」等により適宜確認し、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

(5) 週休2日の実施状況について、当機構のホームページにより公表する場合がある。

(6) アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。

(7) 対象期間の全ての技術者及び技能労働者が月単位の週休2日を達成している工事については、工事成績評定の加点評価の対象とする。

(8) 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定から内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。

【(9) については、次の該当するいずれかを必ず記載すること。】

<月単位週休2日に積算システム対応の場合>

(9) 週休2日制に係る費用については、当初予定価格では週休2日交替制による月単位の週休2日(4週8休以上)を達成した場合の補正係数を乗じた上で予定価格を作成している。

なお、週休2日交替制の達成状況を確認後、月単位の週休2日(4週8休以上)に満たないものは、契約書第25条の規定に基づき請負代金額の補正係数を通期の週休2日(4週8休以上)に変更する。その際、4週8休未満であった場合は補正係数を除した変更とする。

<月単位週休2日に積算システム未対応の場合>

(9) 週休2日制に係る費用については、当初予定価格では週休2日交替制による通期の週休2日(4週8休以上)を達成した場合の補正係数を乗じた上で予定価格を作成している。

なお、週休2日交替制の達成状況を確認後、月単位の週休2日(4週8休以上)を満たすものは、契約書第25条の規定に基づき請負代金額の補正係数を月単位の週休2日(4週8休以上)に変更する。その際、4週8休未満であった場合は補正係数を除した変更とする。

(10) 現場閉所による週休2日制工事にかかる費用についての、補正係数は以下の通りである。

項目	月単位の週休2日	通期の週休2日
労務費	1.04	1.02
現場管理費率	1.03	1.01
市場単価及び 土木工事標準単価	別表による	別表による

【現場閉所による週休2日制、週休2日交替制のいずれにも記載】

○工期について

工期は、雨天、休日等〇〇日を見込み、契約の翌日から〇〇年〇月〇日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいる。

※供用時期等が決まっていることにより、工事の完了時期が決まっている場合は、当該条件を記載すること。

【例】当該箇所は、▲年▲月▲日に供用を予定している箇所である。

①準備期間	○日間
②後片付け期間	○日間
③雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業ができない日数を見込むための係数 実働日数×係数）	○. ○
④地元調整等による工事不可期間 ○年○月○日から○年○月○日まで	○日間
⑤・・・	

※上記の他、特別に見込んでいる日数や特別に工期に影響のある事項があれば記載する。

○ 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、工事開始日以前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

週休 2 日制工事における市場単価の補正係数

名 称	区分	補 正 係 数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	通期	月単位	通期
鉄筋工		1.04	1.02	1.04	1.02
ガス圧接工		1.03	1.02	1.03	1.02
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02	1.04	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.00	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02	1.04	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.00	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02	1.04	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.02	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02	1.04	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.01	1.02	1.01
道路標識設置工	設置	1.01	1.00	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01	1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01	1.03	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.02	1.03	1.02
道路植栽工	植樹	1.04	1.02	1.04	1.02
	剪定	1.04	1.02	1.04	1.02
公園植栽工		1.04	1.02	1.04	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01	1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02	1.04	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装		1.01	1.00	1.01	1.00
グルーピング工		1.01	1.00	1.01	1.00
軟弱地盤処理工		1.02	1.01	1.02	1.01
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

週休 2 日制工事における土木工事標準単価の補正係数

名 称	区分	補 正 係 数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	通期	月単位	通期
区画線工		1.04	1.02	1.04	1.02
高視認性区画線工		1.04	1.02	1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01	1.03	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.02	1.03	1.01
	人力	1.04	1.02	1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02	1.03	1.02
排水構造物工		1.04	1.02	1.03	1.02
鋼製排水溝設置工		1.04	1.02	1.04	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.02	1.01	1.02	1.01
	高所作業車	1.02	1.01	1.02	1.01
表面含浸工	固定足場	1.04	1.02	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02	1.03	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04	1.02	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02	1.03	1.02
剥落防止工 （アラミドメッシュ）	固定足場	1.04	1.02	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02	1.03	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.04	1.02	1.04	1.02
	高所作業車	1.04	1.02	1.03	1.02
防草シート設置工		1.03	1.01	1.03	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.02	1.01	1.02	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02	1.04	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.00
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02	1.04	1.02
仮設防護柵設置工 （仮設ガードレール）		1.04	1.02	1.04	1.02
機械式継手工		1.04	1.02	1.04	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03	1.02	1.02	1.01
ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 （養生マット工）		1.04	1.02	1.04	1.02
支承金属溶射工		1.04	1.02	1.04	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 （ハウエル管）設置工		1.03	1.02	1.03	1.02

週休 2 日制適用工事実施要領（機械・建築・電気工事）

（目的）

- 1 この要領は、週休 2 日制適用工事の取組において労務費の補正等の試行を行うために必要な事項を定め、もって週休 2 日を促進することを目的とする。

（用語の定義）

- 2 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

（1）週休 2 日

- ① 月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- ② 通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

（2）対象期間

工事開始日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事しゅん功日（工事しゅん功届が提出された日）までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示すること。

（3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。

（4）現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業が無い状態をいう。

（5）4 週 8 休以上

- ① 月単位の 4 週 8 休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が

28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- ② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(6) 監督職員

監督職員とは、契約書に基づく監督職員およびその指示により工事を担当する職員をいう。

(対象工事)

- 3 対象工事は、機械、建築、電気工事とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事はこの限りではない。

ア 現場施工が1週間未満の工事

イ 通年維持工事や緊急対応工事（緊急随契を行うような工事）

(発注方式)

- 4 発注方式は以下による方式を基本とする。

(1) 発注者指定方式

発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日は必須）

(積算方法等)

- 5 経費の補正方法等は、下記のとおり行うものとする。

(1) 補正方法

週休2日制適用工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

① 月単位の週休2日制適用工事（4週8休以上） 1.04

② 通期の週休2日制適用工事（4週8休以上） 1.02

(2) 積算及び変更方法

① 発注者指定方式

月単位の4週8休以上を前提に、(1)①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休以上に満たない場合は、補正係数を(1)②に変更し、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、契約書第25条の規定に基づき行うものとする。

(対象工事である旨等の明示)

- 6 対象工事である旨等の明示は、入札公告、入札説明書及び別紙1の内容説明書（記載例）により明示する。

(現場閉所（現場休息）の確認方法)

- 7 現場閉所（現場休息）の確認方法等は、下記のとおり行うものとする。

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

①工事開始前

- ・ 監督職員は、「現場閉所（現場休息）の予定日」を記載した「実施工程表」、「休日取得実績書（参考様式）」等を受注者より受領し、週休2日が確保されていることを確認する。
- ・ 「対象期間」の設定として、工事開始日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。
- ・ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで、その予定を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員に提出する。

②工事開始後

- ・ 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「現場閉所（現場休息）の予定日」を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。
- ・ 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）の日」が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。
- ・ 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に「現場閉所（現場休息）の日」を記載し、監督職員に提出する。

③その他留意事項

- ・ 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

- ・監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息の日に作業が発生するような指示等）は行わないように配慮する。
- ・監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- ・工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。
- ・監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日制適用工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に週休2日制適用工事である旨を仮囲い等に明示する。

(3) 適正な工期の確保

余裕期間制度を積極的に活用するとともに、公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体の工程に遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

(4) 工事成績評定

週休2日を実施した場合は、「新請負工事成績評定要領の運用について」（平成31年3月28日付け事監契第190318007号・技企第190318003号通達）により、工事成績評定の加点評価を行うものとする。

なお、明らかに受注者側に週休2日に取組む姿勢が見られなかった場合については、「新請負工事成績評定要領の運用について」（平成31年3月28日付け事監契第190318007号・技企第190318003号通達）別添1工事成績採点表「7. 法令遵守等」の項目において、減点措置を行うものとする。

(その他)

- 8 週休2日制適用工事を実施する場合は、モニタリングを実施し、週休2日確保の阻害となる要因の把握や対応策を検討するとともに、工事しゅん功日時点で受発注者へアンケート調査を実施する。

その他必要な事項は、受注者と監督職員が協議のうえ決定する。

内容説明書記載例

○週休 2 日制適用工事について

【発注者指定方式の場合】

- 1 本工事は、発注者が週休 2 日に取り組むことを指定する週休 2 日制適用工事（発注者指定方式）である。
- 2 週休 2 日の考え方は以下のとおりである。
 - (1) 「月単位の週休 2 日」とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - (2) 「通期の週休 2 日」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
 - (3) 「対象期間」とは、工事開始日（現場に継続的に常駐した最初の日。）から工事しゅん功日（工事しゅん功届が提出された日。）までの期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。
 - (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - (5) 「月単位の 4 週 8 休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。また、現場閉所日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。
 - (6) 「通期の 4 週 8 休以上」とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- 3 受注者は、工事開始前に、週休 2 日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工程表」、「休日取得実績書（参考様式）」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休 2 日に取り組むものとする。工事開始後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所の状況を確認するために「実施工程表」等に「現場閉所日」を記載し、必要な都度、監

督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日制適用工事である旨を仮囲い等に明示する。

- 4 監督職員は、受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場閉所日数を確認する。
- 5 月単位の4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数 1.04により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を 1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、複合単価等の補正方法を別紙に示す。
- 6 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
- 7 本工事はモニタリング対象であり、現場閉所が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事しゅん功日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

【発注者指定方式（分離発注工事）の場合】

- 1 本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日制適用工事（発注者指定方式）である。
- 2 週休2日の考え方は以下のとおりである。
 - (1) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場休息の日の確保を行ったと認められる状態をいう。
 - (2) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場休息を行ったと認められる状態をいう。
 - (3) 「対象期間」とは、工事開始日（現場に継続的に常駐した最初の日。）から工事しゅん功日（工事しゅん功届が提出された日。）までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含まない。
 - (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
 - (5) 「現場休息」とは、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
 - (6) 「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場休息日数の割合（以下「現場休息率」という。）が 28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月において

は、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場休息を行っている状態をいう。なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場休息日数に含めるものとする。また、現場休息日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

- (7)「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場休息率が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、現場休息率の算定においては、現場閉所日及び降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場休息日数に含めるものとする。
- 3 受注者は、工事開始前に、週休2日の取得計画が確認できる現場休息の予定日を記載した「実施工程表」、「休日取得実績書(参考様式)」等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、分離発注工事である〇〇工事、〇〇工事の受注者と協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工程表」を作成する。工事開始後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、受注者間で調整した「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場休息の状況を確認するために「実施工程表」等に現場休息の日を記載し、必要な都度、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日制適用工事である旨を仮囲い等に明示する。
 - 4 監督職員は、受注者が作成する現場休息の日が記載された「実施工程表」等により、対象期間内の現場休息の日数を確認する。
 - 5 月単位の4週8休以上(現場休息率28.5%(8日/28日)以上)を前提に補正係数1.04により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場休息の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、複合単価等の補正方法を別紙に示す。
 - 6 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
 - 7 本工事はモニタリング対象であり、現場休息が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。また、受注者は工事しゅん功日時点で監督職員の指示によるアンケート調査に協力するものとする。

積算方法の単価補正について

【単価の補正方法】

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に通達の補正係数を乗じて補正する。
なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、通達の補正係数から算出した以下の表A-2、表E-2及びM-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ. 基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及びM-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（または補正市場単価）を補正して算定すること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

表A-2 建築工事の補正率

工種	摘要※	月単位の 週休2日制適用工事		通期の 週休2日制適用工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.01	1.01
土工事		1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事		1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事		1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート		1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事		1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上）	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事 （ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01

内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
ユニット及びその他		1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.02	1.02	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の 週休2日制適用工事		通期の 週休2日制適用工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材 工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の 週休2日制適用工事		通期の 週休2日制適用工事	
		新営補正率	改修補正率	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.03	1.17	1.01	1.15

ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備（ユニットを除く）	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22

以上